

第4章 生活環境（騒音、振動、悪臭）

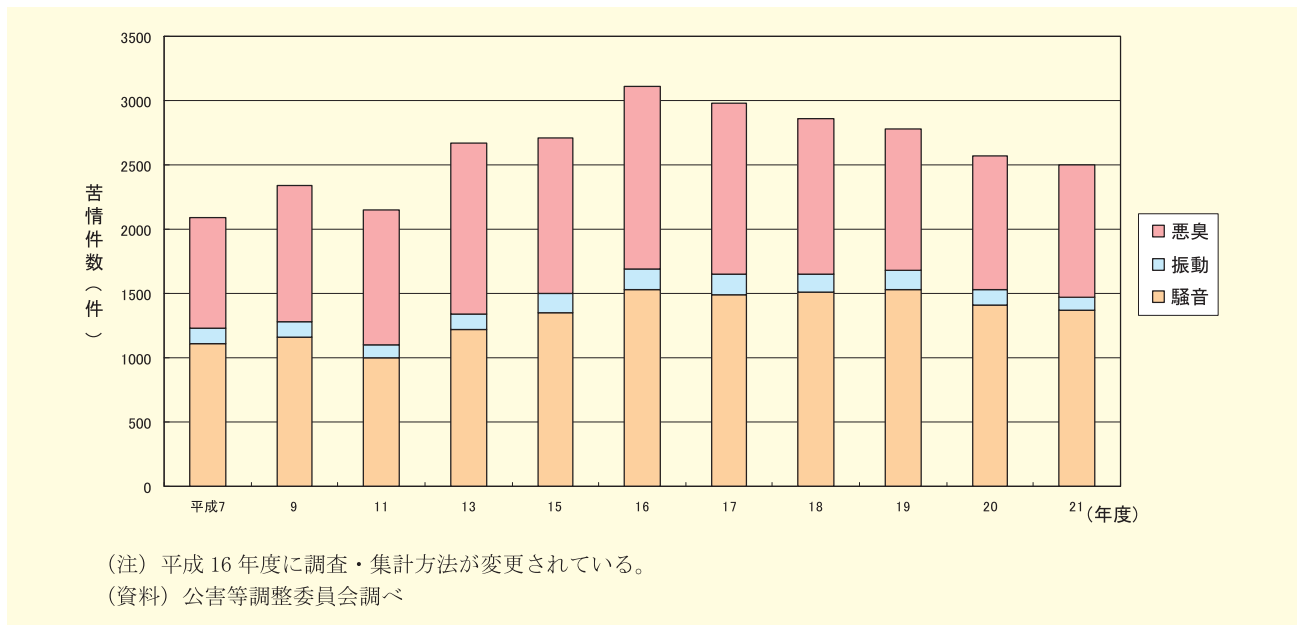
第1節 概況

騒音、振動、悪臭は、各種公害の中でも日常生活に関係が深く、その発生源も多種多様で、苦情の件数も多いことから、その解決に当たっては、地域の実情をよりの確に把握している市町村の役割が大きいと考えられます。

このため、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法及び県民の生活環境等の保全に関する条例（以下本章において「生活環境保全条例」とい

う。）に基づいた規制、指導は市町村長が行い、県は規制地域の指定、規制基準の設定及び市町村に対する協力・支援を行っています。なお、政令指定都市である名古屋市、中核市である豊橋市、岡崎市及び豊田市並びに特例市である一宮市及び春日井市では、それぞれの市長が騒音、振動、悪臭に係る各法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定を行っています。

図2-4-1 騒音、振動及び悪臭に係る苦情件数（新規受理）の経年変化



第2節 騒音・振動

1 環境の状況

(1) 騒音【大気環境課】

騒音の苦情件数の推移をみると、昭和56年度をピークに緩やかな減少傾向を示していましたが、平成11年度を境に増加傾向に転じ、平成16年度からは同レベルで推移しています（図2-4-1）。

発生源別では、土木、建設工事等の建設業か

らの騒音苦情が最も多く、次いで、製造業となっています（図2-4-2）。

また、近年は、工場などから発生する低周波音（およそ100Hz以下の低周波数の音波）によって、頭痛、不眠、イライラ等の影響が生じたり、建物の窓や戸が振動したりすることによる苦情が発生しています。

図2-4-2 騒音に係る発生源別苦情件数

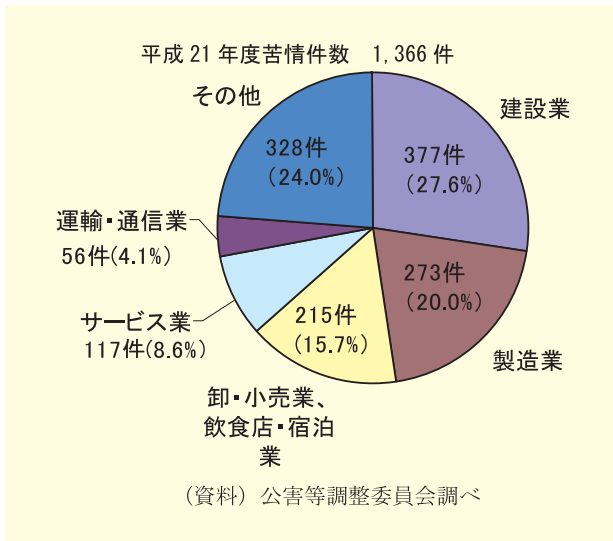
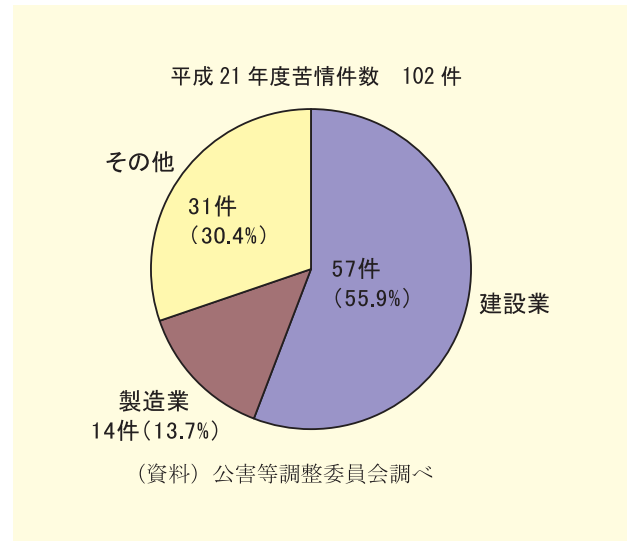


図2-4-3 振動に係る発生源別苦情件数



(2) 振動【大気環境課】

振動の苦情件数は、昭和60年ごろまでは300件程度でしたが、近年は130件前後で推移しています(図2-4-1)。

発生源別では、土木、建設工事等の建設業からの振動苦情が最も多く、次いで、製造業となっており、この2業種で苦情全体の70%を占めています(図2-4-3)。

2 県の施策

(1) 規制の概要【大気環境課、環境政策課】

県では、工場・事業場の操業に起因する騒音・振動及び建設作業に伴う騒音・振動を規制するため、騒音規制法及び振動規制法に基づき規制地域の指定及び規制基準の設定を行っています(平成22年4月1日現在37市16町1村を指定(図2-4-4))。

また、生活環境保全条例に基づき、法律で規制されていない深夜営業騒音の規制、音響機器の使用制限等を行うとともに、規制対象の施設や建設作業の範囲を拡大しています。更に、生活環境保全条例では三河山間部についても規制地域とし、生活環境の保全に努めています。

このほか、近年騒音・振動の苦情発生源となる施設が多種多様化し、特に比較的小規模な施設を原因とする苦情が多発していることから、生活環境保全条例に基づき、小規模の圧縮機等を規制対象施設に加えています。さらに、飲食店営業を行わないカラオケボックスからの騒音問題が顕在化したため、深夜営業騒音の規制対

象としてカラオケボックス営業を追加しています。

なお、この騒音規制法、振動規制法及び生活環境保全条例に基づく施設や建設作業についての届出受理や、立入指導等は市町村の事務とされています。このため県では、市町村職員を対象に騒音・振動防止業務研修を行うなど技術的支援を行っています。

このほか、環境対策資金融資制度により、事業者が進める騒音・振動対策を支援しています。

(2) 近隣騒音防止のための施策

【大気環境課】

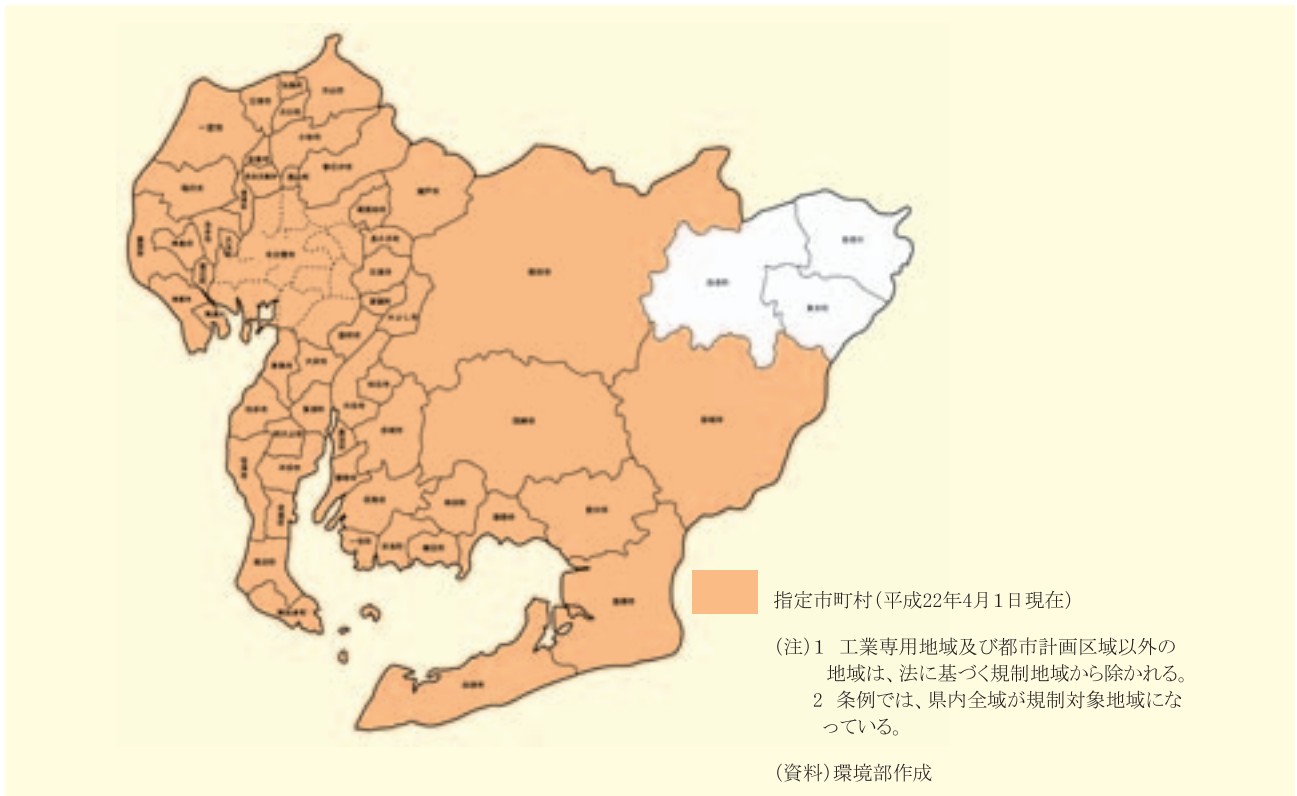
深夜営業を行っているスナックなどの飲食店からの営業騒音やガソリンスタンド等の店舗からの拡声機騒音については、生活環境保全条例で規制しており、その指導等は市町村が行っています。県では風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例を所管する警察とも連携を図り、市町村に対する技術的支援や啓発を行っています。

なお、家庭から発生するピアノ、クーラー等の生活騒音については、法令による規制になじみにくい面があるため、啓発リーフレットなどにより騒音防止に関する意識向上の啓発を実施しています。

(3) 届出状況【大気環境課】

平成21年度末において、騒音規制法及び振動規制法に基づく特定工場等の数は、騒音に関す

図2-4-4 騒音規制法・振動規制法による騒音・振動規制地域



るものが19,217工場、振動に関するものが14,112工場でした。また、これらの法律に基づく平成21年度中の特定建設作業の届出状況は、騒音に関するものが21,372件、振動に関するものが8,520件でした。

また、平成21年度末において、生活環境保全条例に基づく騒音・振動発生施設を設置している工場等の数は、騒音に関するものが14,314工場、振動に関するものが16,879工場であり、平成21年度中の条例に基づく特定建設作業の届出状況は、騒音に関するものが60,813件、振動に関するものが1,270件でした。

(4) 行政指導等の状況【大気環境課】

規制対象地域内に設置されている特定工場等において発生する騒音又は振動が、規制基準に適合しないことにより周辺的生活環境が損なわれると認める場合には、市町村長は当該工場に

対して改善勧告、更には改善命令ができることとされています。平成21年度は、騒音規制法及び生活環境保全条例に基づく改善勧告はありませんでした。



騒音測定

【用語】

特定工場等：金属加工機械、空気圧縮機等の著しい騒音又は振動を発生する特定の施設を設置する工場又は事業場

特定建設作業：建設工事として行われる作業のうち、杭打ち機、削岩機を使用するなど著しい騒音・振動を発生する特定の作業

第3節 悪臭

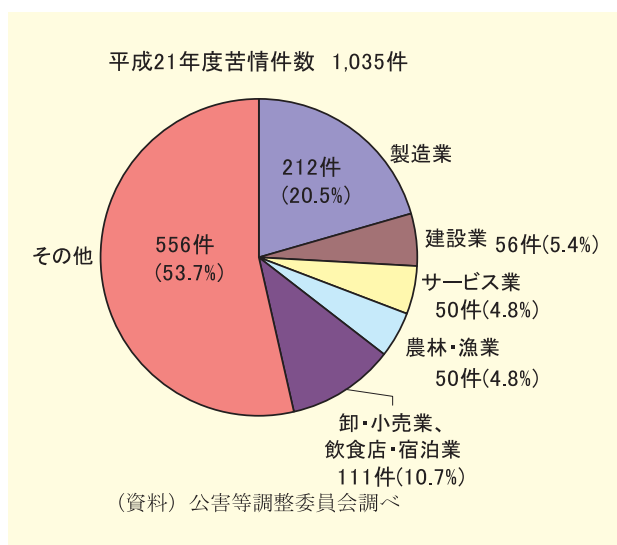
1 環境の状況【大気環境課】

悪臭は、人に不快感や嫌悪感を与えることにより生活環境を損ない、心理的・生理的被害をもたらすものとして、騒音・振動とともに毎年多くの苦情が発生しています。

苦情件数の推移をみると、昭和50年代以降緩やかな減少傾向を示していましたが、平成8年度を境に増加傾向に転じ、近年同レベルで推移しています（図2-4-1）。

発生源別では、製造業からの苦情が最も多くなっています。また、製造業、卸・小売業、飲食店・宿泊業、農林・漁業、建設業、サービス業のいずれの業種にも当たらないその他の業種からの苦情も半分程度を占めており、発生源が多種多様となっています（図2-4-5）。

図2-4-5 悪臭に係る発生源別苦情件数



2 県の施策【大気環境課、環境政策課】

県では、工場・事業場からの悪臭を規制するため、悪臭防止法に基づき規制地域の指定及び規制基準の設定を行っています。悪臭の規制は、従来、特定の悪臭物質を対象にした物質濃度規制を行ってきました。しかし、近年、複合臭や未規制の物質などが原因の悪臭苦情が増加しており、物質濃度規制では対応が難しい事例が生じてきています。このため、県では、平成18年4月28日、悪臭防止法による悪臭の排出規制として、物質濃度規制の他に臭気指数規制を導入し、その規制基準を設定しました（平成18年10月1日施行）。平成22年4月1日現在、県内9市3町で物質濃度規制が、県内29市15町2村で臭気指数規制が行われています（図2-4-6）。

悪臭防止法では、工場・事業場への立入検査などの指導等は市町村の事務とされ、規制地域内の工場・事業場から排出される悪臭原因物質が規制基準に適合せず、その不快なにおいにより住民の生活環境が損なわれていると認める場合には改善勧告、さらには改善命令ができる規定となっています。

また、生活環境保全条例では、工場・事業場に対して悪臭物質の排出の防止義務を定めるとともに、悪臭関係15業種を指定し、これらの工場・事業場には施設の構造、作業の方法等について毎年度届出することを義務づけています。

このほか、県では環境対策資金融資制度により、事業者が進める悪臭対策を支援しています。また、市町村の悪臭防止行政の円滑な推進を図るため、市町村職員を対象に悪臭測定その他の業務研修を行うなど技術的支援を行っています。

【用語】

物質濃度規制：アンモニア等22種類の悪臭物質の濃度により行う規制。

臭気指数規制：においのついた空気や水をおいを感じられなくなるまで薄めたときの希釈倍数から算定した「臭気指数」により行う規制。複合臭や物質濃度規制で対象となっていない物質による臭気にも対応できるという特徴がある。

図2-4-6 悪臭防止法による悪臭規制地域

